

## 町のうごき

本籍数	4,517
本籍人口	14,815
世帯数	3,444
住民登録人	13,622
内 男女	6,569 7,053

11月1日現在

# 広報 天王

No. 95

昭和46年

12月1日発行

発行・秋田県天王町役場 TEL(天王)1.42.135  
編集・企画室 印刷・一日市印刷 TEL(018875)2038

モダン  
スクール  
誕生

天王小二期工事 11月20日に完成

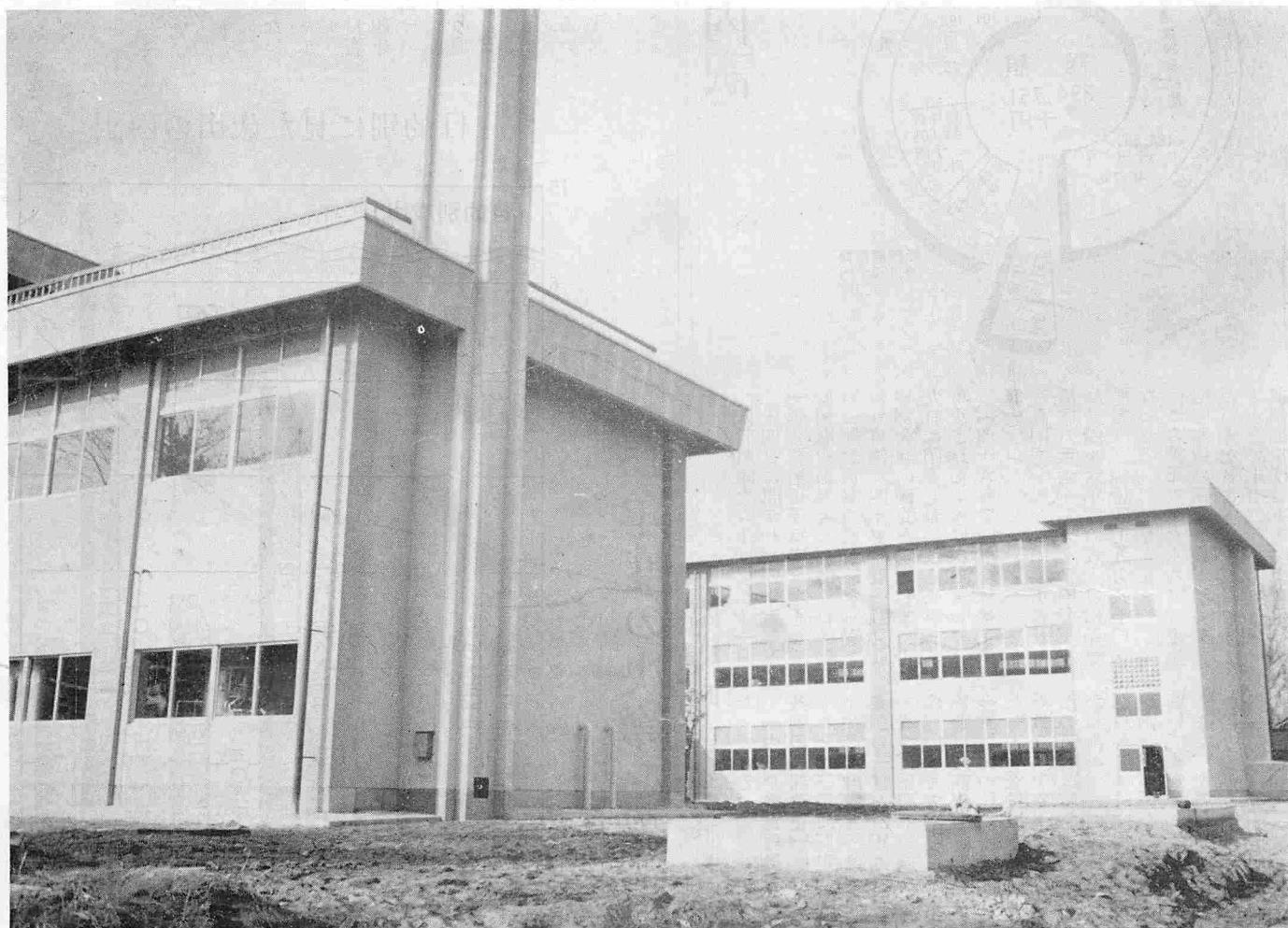
あとは体育館完成を待つばかり

ことし五月から工事に着手して天王小学校改築第二期分の特別教室棟と普通教室棟が十一月二十日に完成。一、二年生もま新しい教室に移り、全学級が新教室で元気に勉強している。

この二期工事に要した費用は一億四十万円。面積は二千五百七平方メートルで、特別教室棟の一階には保健室、用務員室、ボイラー室、二階が音楽室、図書室、工作室、三階が視聴覚室、会議室、展示室、教材室の十室があり、普通教室棟は一階と二階合わせて七教室、三階には理

科室、家庭科室が設けられている。さらに、普通教室棟の一階と二階には同校自慢の低学年用ブレーキホールができるがつた。

鏡のよう光るフロア。教室の四方にはりめぐらされたダークグリーンの添付ボード。何もかも新しいものばかり。子どもたちの勉強にも一段と熱が入る。あとは、来年度予定されている三期工事の屋内体育館の完成を待つばかりとなつた。



▲完成した第2期工事、手前が特別教室棟、向こう側普通教室棟

## 45年度決算報告

一般会計

昭和四十五年度一般  
会計の当初予算額は、  
三億一千四百八十四万

七千円の収入増で、これは町  
税、自動車取得税交付金、地方  
交付税などが大幅な伸びをした  
ためである。

また調定額からすると二百十  
六万円の収入未済額があるが、そ  
のうち町税が二百十一万五千  
円を占めている。

四十五年度の町税徴収率は、  
九十七%で、四十四年度の九十  
七・七%を〇・七%下回った。

歳出は、支出済額が三億九千  
四百七十五万一千円で、執行率  
は九十八・八%となっている。

また、予算額に比較すると四  
九千円で、予算額に比  
較すると一千六百三万  
九百五十六万二千円と  
なった。

歳入は、収入済額が  
四億一千五百五十九万  
九千円で、予算額に比  
較すると一千六百三万  
九百五十六万二千円と  
なった。

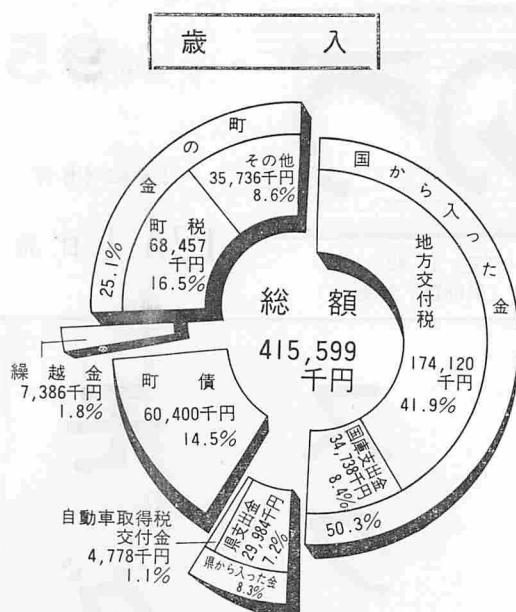
# 町の金は わ れ た

百八十一万一千円の残額となっ  
ているが、主として経費節約に  
よるものである。

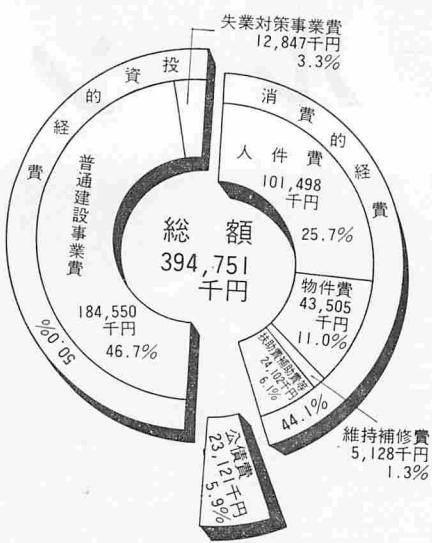
歳出の総額からみると、投資  
約経費の比率が五十%で、四十  
四年度の三十六・一%からする  
と十三・九%の伸びを示してい  
る。これは、道路整備などの環  
境整備の充実が大きくクローズ  
アップされる。

このように多額の金額を投じ  
て、みなさんとともに「明るい  
住みよい町づくり」に努力して  
います。

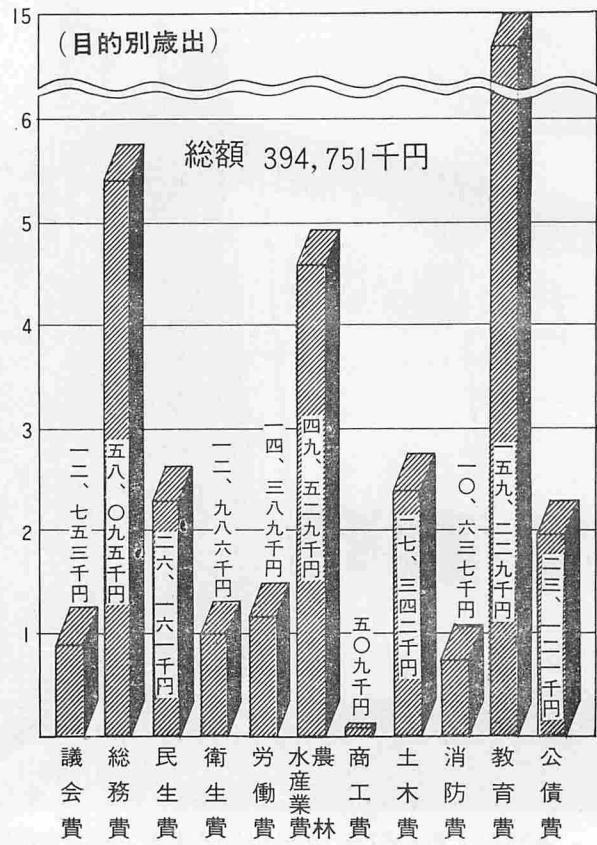
## 三億九千四百七十五万一千円の内訳



## 歳出



## 目的別に見た歳出の内訳



## 45年度の決算を認定

## 臨時町議会終わる

臨時町議会（十回）が十一月

なつていて。

二十四日に開かれ、四十六年度  
一般会計補正予算案、中小企業

振興融資あつせんに関する条例  
案の一部改正案の二案件を原案ど  
おり可決。四十五年度一般会計

特別会計の決算を認定して二十  
九日に閉会した。

可決されたものは次のとおり。  
【四十六年度一般会計補正予

算】

今回、一般会計に補正された  
額は八百六十八万七千円で、こ  
れで四十六年度の歳入歳出予算  
総額は、四億四千九万八千円と  
なつた。

この補正の主なものは、児玉

地区農道の路盤改良、延長千二  
百八十七メートル、幅員五メー  
トル分の七百二十二万五千円。

東湖小学校、東側校舎腐朽化所  
の修繕料二十一万三千円などと  
いた。

この補正の主なものは、児玉  
地区農道の路盤改良、延長千二  
百八十七メートル、幅員五メー  
トル分の七百二十二万五千円。  
東湖小学校、東側校舎腐朽化所  
の修繕料二十一万三千円などと  
いた。

委員会」を廃止し、融資あつせ  
んの可否は町長が行なうことにな  
つたが、この決定する時は、あらかじめ町商工会、県信用保

証協会、関係金融機関の意見を  
聞いて決定することになった。

また、融資あつせんを受ける  
ひとりの最高限度額が「五十万  
円」から「七十万円」に、貸し  
付け期間も「一年」から「二年  
以内」に改められた。



# 国民年金

国民年金の保険料は、三ヵ月分ごとに年四回保険料の納期が決められています。

四月分から三月分までの保険料は、翌年五月一日以降になると役場で納めることができなくなり、直接社会保険事務所に納めるか、納付書を使って銀行や郵便局で納めなければならなくなり、大変手数がかかることがあります。

国民年金の給付は、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金と死亡一時金がありますが、これらの給付を受けるためには、保険料を納めることが要件となっています。この保険料を納期限までに納めていないと、万一の事故の場合に障害年金や母子年金が受けられない場合とか、老後の安定のための老齢年金が受けられないということにもなります。もう一度、納入通知書や手帳を

調べてみてください。保険料を支払ってください。収入が少なく、うな方のため割り引きのある前納制度がありますので、米代金やボーナスの入った時に前納して下さい。収入が少なく、保険料を納めることができ困難な方のため免除する制度があります。困った時は、必ず免除の申請をしてください。免除分でも後で余裕ができた時は、十年以内であれば追納することもできます。

保険料は、滞納したまま二年を経過しますと時効によって納めることができなくなりますが、皆さんに老齢年金を受けやすくなるため、過去の時効によって納められなくなっている保険料を特別に納めることができます。この特例措置は明年六月末日までとなっていまので、つい納め忘れて未納期間のある方は、この機会に必ず納めて老齢年金を受ける権利を確保し、より高い年金を受けられるようにしてください。

町でかけ相談所（役場内）では、ことしも出かけざから帰った人と県内での季節労務者の全員を対象に、求職者の書類手続きなどの求職取り次ぎの他、十一月二十日から一月三十一日までの期間中、毎週木曜午前十時から午後三時まで、役場において説明会を行ないます。

求職取り次ぎのため、出かけ相談所で行なうものは①求職票②離職票③扶養親族届④銀行指定届⑤印かん届ですが、銀行の通帳を持っていける方は、

当社持参してください。

なお、期間中は必ず役場で用紙の交付を受けてから安定所へ行くようになってください。

職業安定所の受け付けは、十

二月二十日から一月三十一日ま

でですが、期間中の本町の受け付け指定日は金曜日で、時間は午前九時から十一時、午後一時から三時までとなっています。

※十二月二十八日から一月四

日までは、年末年始のため求職取り次ぎの事務は行ないませ

ん。



7月  
より

(十月中)

確保し、より高い年金を受けらるるようにしてください。

保険料の納付方法、前納、免

除、追納、特例措置などにつ

いてのくわしいことは、役場年金

係におたづねください。

※広報十一月号四面、国民年

金欄の一年前納の表中、十一月

分の定額五千五百六十円とある

のは、五千六百五十円の誤りで

ので訂正しておわびします。

誕生おめでとう

江川 塩口 江川 江川 上出戸 道合 咸口

児玉政義

田中和美

天王

宮の後

野沢

川上出戸

田中和美

天王

北野鶴沼

田中和美

天王